

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b> 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 省略 以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b> 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 省略 以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則に定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮</p>	<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則に定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮</p>

して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省略

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 省略

2 省略

以下省略

### 第3条関係

羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定に基づき、羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

第2条・第3条 省略

附則

1 省略

(準備行為)

2 審査会は、この条例の施行前においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第2項に規定する審査判定業務その他必要な行為を行うことができる。

以下省略

### 第4条関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例

して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省略

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 省略

2 省略

以下省略

### 第3条関係

羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第15条の規定に基づき、羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

第2条・第3条 省略

附則

1 省略

(準備行為)

2 審査会は、この条例の施行前においても、障害者自立支援法第26条第2項に規定する審査判定業務その他必要な行為を行うことができる。

以下省略

### 第4条関係

羽曳野市障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条に規定する地域生活支援事業に係る費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。

- (1) 法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する相談支援に関する事業
- (2) 法第 77 条第 1 項第 6 号に規定するコミュニケーション支援に関する事業及び日常生活用具の給付に関する事業
- (3) 法第 77 条第 1 項第 8 号に規定する移動支援に関する事業
- (4) 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センターに関する事業
- (5) 省略

以下省略

#### 第 5 条関係

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市内に住所を有する国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65 歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が行う障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条に規定する地域生活支援事業に係る費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。

- (1) 法第 77 条第 1 項第 1 号に規定する相談支援に関する事業
- (2) 法第 77 条第 1 項第 2 号に規定するコミュニケーション支援に関する事業及び日常生活用具の給付に関する事業
- (3) 法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する移動支援に関する事業
- (4) 法第 77 条第 1 項第 4 号に規定する地域活動支援センターに関する事業
- (5) 省略

以下省略

#### 第 5 条関係

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市内に住所を有する国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65 歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条第 3 号に基づく精神通院医

令第10号)第1条の2第3号に基づく精神  
通院医療を受けている者で、前年の所得が  
規則で定める額以下のもの

以下省略

療を受けている者で、前年の所得が規則で  
定める額以下のもの

以下省略